

栃木県立高等学校入学者選抜における海外帰国者・外国人等の特別の措置の申請手続について

高校教育課

1 申請手続

- ① 中学校長等は、海外帰国者・外国人等の特別の措置による受検を希望する志願者及びその保護者に、申請に係る情報を確認する。
- ② 中学校長等は、「海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書」（様式海）を作成する。
- ③ 中学校長等は、事前に栃木県電子申請システムの利用登録をした後、令和8（2026）年9月14日（月）午前9時から10月13日（火）午後3時30分までに栃木県電子申請システムの申請フォーム（県教育委員会事務局の中学校用フォーム）にアクセスし、特別の措置に係る申請事項を登録するとともに、「海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書」（様式海）をPDFデータでアップロードする。
また、中学校長は、特別の措置に係る申請を行った旨を高校教育課指導担当に電話連絡する。

なお、最終学校が外国の現地校の海外帰国者の志願者については、原則、11月初旬までに高校教育課に直接連絡して協議するものとする。

連絡先：県教育委員会事務局高校教育課指導担当 028-623-3382

- ④ 高校教育課は、協議の上、11月中旬までに特別の措置の可否を中学校長等に書面で連絡する。 特別の措置を行う場合には、志願先高等学校の確認を行う。
- ⑤ 高校教育課は、特別の措置に係る内容について志願先高等学校長に電話連絡する。
- ⑥ 中学校長等は、11月中旬から12月中旬までに志願先高等学校長に電話連絡し、特別の措置に係る事項の相互確認を行う。
- ⑦ 中学校長等は、志願先高等学校に変更があった場合は、速やかに高校教育課に電話連絡する。
- ⑧ 高校教育課は、中学校長等から志願先高等学校の変更の連絡を受けた場合は、変更前の高等学校長及び変更後の高等学校長に電話連絡する。
- ⑨ 志願先高等学校に変更があった中学校長等は、高校教育課に連絡した後、変更前の高等学校長及び変更後の高等学校長に電話連絡する。
- ⑩ 高等学校長は、11月中旬から12月中旬までに、選抜の方法について、中学校長等に電話連絡する。
- ⑪ 中学校長等は、令和9（2027）年2月12日（金）正午から同月15日（月）午後3時30分までに栃木県電子申請システムの各高等学校の中学校用フォームにアクセスし、調査書等とともに「海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書」（様式海）を志願先高等学校長へ提出する。

ただし、最終学校が外国の現地校の場合は、志願者が出願に要する以下の書類を郵送（書留・親展、令和9（2027）年2月5日（金）必着）により、志願先高等学校に提出するものとする。なお、調査書については、成績証明書又はこれに代わるものでよい。

(ア) 海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書（様式海）及び学校教育歴を証明する資料等

(イ) 成績証明書又はこれに代わるもの

(ウ) 栃木県立高等学校入学志願承認申請書（様式2）

なお、志願先高等学校へ持参により直接提出することもできるが、その際は志願先高等学校に事前連絡の上、提出するものとする。

2 留意事項

- 措置の区分が「外国人等」である志願者については、一般選抜学力検査、学校独自検査及び作文の問題用紙及び解答用紙の漢字について、ふりがなを付す配慮（以下、「ルビ振りの配慮」という。）を行うとともに、問題用紙の拡大も併せて行う。また、措置の区分が「外国人等」である志願者が特色選抜（本検査、追検査）及び再募集を受検する際においても、作文等にルビ振りの配慮を行うものとする。
- 栃木県電子申請システムの利用登録を行う際は、中学校等の校長の氏名、学校代表電話番号、学校代表メールアドレスを用いるものとする。
- 申請手続③において、中学校長等が県教育委員会事務局宛てに「海外帰国者・外国人等特別措置適用申請書」（様式海）をアップロードする際は、申請書の宛先に志願先高等学校を記入する。なお、志願先高等学校が未決定の場合は、宛先は記入せずに空欄のままとする。
- 申請手続③の栃木県電子申請システムの申請フォーム（県教育委員会事務局の中学校用フォーム）のアクセス情報については、8月下旬に各市町教育委員会を通して中学校に通知する。なお、日本人学校の場合は、高校教育課に直接連絡し、アクセス情報を確認するものとする。
連絡先：県教育委員会事務局高校教育課指導担当 028-623-3382 kokokyoiku@pref.tochigi.lg.jp
- 海外帰国者・外国人等への特別の措置の申請を検討中の志願者についても、申請手続③に示す期間内に申請を行うものとする。

<申請の流れ>

